破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８８８号
福岡市東区松田３丁目９番２―202号
破産者　辻　　武治
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８０号
福岡市南区野多目３丁目２番２―201号、前住所福岡市南区大橋２丁目５番７号
破産者　金丸　龍二
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８６号
福岡市東区千早２丁目27番１―106号、前住所福岡市東区千早５丁目４番25―801号
破産者　日高　敏博
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４７号
福岡市城南区田島４丁目22番32―603号
破産者　森山由美子
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６２号
福岡市南区柳河内１丁目８番55号
破産者　河口あきえ
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６４号
福岡市城南区樋井川１丁目８番48号
破産者　波多江龍徳
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６５号
福岡市城南区樋井川１丁目８番48号
破産者　波多江真樹子
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２２号
福岡市東区美和台２丁目63番14号
破産者　木村　貴弘
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３１号
福岡市南区塩原３丁目22番２号
破産者　徳永　貴子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５５号
福岡市城南区樋井川６丁目７番６号
破産者　梶尾　基晴
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市北光町４丁目６番24号　丸小マンション102号
破産者　高橋　幸男
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１号
栃木県小山市大字大行寺951番地１
破産者　速水　君子
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４４号
福岡県古賀市小竹731番地５
破産者　福山　智之
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２号
福岡市城南区鳥飼６丁目18番27―108号、前住所福岡市城南区友丘２丁目２番45号
破産者　中村　公惠
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６号
福島市永井川字中西田50番地の５
破産者　山田美喜子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２３号
横浜市旭区二俣川２丁目27番地10　スカイハイツ203号
破産者　壬生　　晃
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９９号
横浜市港北区新羽町1699番地１　ヴェルエトアル101号
破産者　井村　哲也
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３００号
横浜市港北区新羽町1699番地１　ヴェルエトアル101号
破産者　井村　愛美（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６９号
横浜市鶴見区岸谷２丁目12番１―508号
破産者　楠　　幸子（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部